

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年11月10日（金）午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 農業委員（13名）農地利用最適化推進委員（4名）

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 農業委員（0名） 推進委員（0名）

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項について通知の件

議第4号 その他

1) 農地法施行規則該当転用届出について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号規定による転用届出について

報告第3号 農地法第5号第1項第6号規定による転用届出について

報告第4号 公共転用の通知の件

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

## 7. 会議の概要

議長 ただ今から11月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、農業委員13名全委員が出席して頂いておりますので、総会は成立していることをご報告致します。また、推進委員4名全員出席して頂いております。

（会長あいさつ）

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

（異議なしの声有り）

議長 異議なしとのお声がありましたので、本日の議事録署名委員に9番、上田委員さんと、10

番、前田委員さんのお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。続いて、議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の龍局長と東浦補佐を指名致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件をご説明致します。本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権の移転でございます。番号1番、申請地、大字今里□□□番地(田)1,865㎡及び大字今里□□□番1(田)3,365㎡、譲受人、樞原市、□□□□、譲渡人、大字田井、□□□□、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作面積は、69,066㎡と下限面積は満たしています。場所は、調査順序表第□番目、おおやまと環境整備事業組合より□へ約100mのところでございます。以上、議第1号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。続きまして、今回の申請に伴い、申請書等に記載された内容を審査基準の農地法第3条第2項の項目ごとに検討した結果について報告致します。本件は、申請書又は申請者からの聴取に基づいて、事務局で事前に申請地の現地を確認致しましたところ、いずれの農地も水稻を作付され、現状は刈り取りの済んだ状態で、いつでも耕作出来る状態に管理されています。また、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件及び地域との調和要件のそれぞれの要件を満たしており、受人により今回の権利取得後も適切な耕作と管理が行われることが見込まれますので、農地法第3条第2項各号にはいずれも該当致しないため、それぞれ許可用件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問などある方は挙手をお願い致します。ご質問等ございませんか。  
(なしの声有り)

議 長 なしとの声がありましたので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。  
(全員挙手)

議 長 委員全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。続きまして、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

事務局 議第2号、農地法第5条規定による申請の件につきましてご説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買により所有権を移転し、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字吉井□□番1(田)1247㎡及び大字吉井□□番1(田)1068㎡、譲受人、田原本町、株式会社□□□□□□□□、譲渡人、東大阪市、□□□□、大字吉井、□□□□、一戸建専用住宅9戸への転用申請でございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。次の番号2番と3番につきましては、同一開発で同じ地番の一部地で、1戸ずつ建築される申請ですので、合わせて説明致します。申請地、□□□番4(田)686㎡うち471.53㎡を、曾大根一丁目の□□□□さんに、残りの214.51㎡を宇陀市、□□□□さんに、大字曾大根の□□□□さんより売買により、それぞれ一戸建専用住宅へ転用するための申請でございます。開発の事前協議等、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、議第2号につきましては、3件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願い致します。

部会長 それでは、農地部会での審議内容を報告させていただきます。まず1番目の大字吉井の(株)□□□□□□□□さんの一戸建専用住宅(9戸)への転用申請であります。申請地の現状は休耕状

態にあります。周囲の状況は、北側に里道、東側と西側は農地と宅地、南側は道路です。周囲に擁壁を設けて地上げをし、土砂の流出がないように造成される計画です。隣接農地の方や吉井水利組合からの同意は得ておられます。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに南側既設水路に排水される計画で、周囲への被害はないものと思われまます。農地部会としては、妥当な申請であろうという審議結果でした。続きまして2番と3番、大字曾大根の同一敷地内で□□□□さんと□□□□さんの一戸建専用住宅への転用の申請であります。申請地の現況は、休耕状態にあります。周囲の状況は、北側に農地、東側は道路、西側及び南側は宅地です。周囲に擁壁を設けて地上げをし、土砂等の流出がないように造成される計画です。隣接農地の方や曾大根水利組合からも同意を得ておられます。汚水は、浄化槽を設け、雨水とともに北側既設水路に排水する計画で、周囲への被害はないものと思われまます。これについても農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　それでは、説明させていただきます。まず、大字吉井の□□□□□□の申請についてですが、申請地の前面は4 m以上の道路に面し、近隣には公共施設があり、農地の区分としては、第3種農地に該当致します。本件の事業計画の内容は、分譲住宅9戸の建築を計画されていて、事業に必要な資金は金融機関からの融資でまかなう計画で、融資審査結果報告書の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性や、計画面積につきましても転用目的からして妥当であり、周辺の農地への影響もないものと判断致します。次に、大字曾大根の□□さん、□□さんの申請ですが、農地の区分につきましてもは、宅地化の進む街区内に位置し、第3種農地に該当致します。資力及び信用につきましてもは、必要な資金はそれぞれ自己資金等でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると判断致します。また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性や、計画面積につきましても転用目的からして妥当であり、いずれも周辺の農地への影響はないものと判断致します。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手をお願い致します。

(なしとの声あり)

議 長 　なしとの声がありましたので、採決致します。ただ今の議第2号、農地法第5条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　委員全員賛成ですので、議第2号については、それぞれ県へ送付することに決定致します。次に、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

事務局 　それでは議案書2ページをお願い致します。議第3号、農地法第18条第6項について通知の件についてご説明致します。本件は、農地の耕作権について解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。番号1番、申請地、中三倉堂二丁目□□□番2(畑)790㎡、借受人、曾大根2丁目、□□□□□、貸出人、中三倉堂1丁目、□□□□、解約理由は、高齢のためでございます。以上、議第3号につきましてもは1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきましても何かご意見ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 なしとの声がありましたので、ご異議がないものとして議第3号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。続いて、議第4号、その他の1番を議題と致しますが、この案件につきましては、梅田委員さんの親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(梅田委員 退席)

議 長 それでは事務局から説明をお願い致します。

事務局 議第4号、その他の1番、農地法施行規則該当転用届について説明致します。本件は、農地の転用の規則の例外として農地法施行規則第29条第1号に定められた転用届出でございます。番号1番、届出地、大字大谷□□□番1の一部、地目(田)現況(畑)763㎡のうち120㎡、申請人、大字大谷、□□□□、届出による農地の利用状況は、農道としての利用でございます。場所は、調査順序表第□番目、香芝自動車学校より□へ約200mのところ です。以上、その他の1番、農地法施行規則該当転用届については1件の届出で、関係書類等は具備致しております。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、農地部会で審議を願っておりますので結果の説明を願ひます。

部会長 この案件の現地調査は行っておりませんが、畑作転換の申請をされている場所を農道として使用される届出でありまして、なんら現況は変わりません。土の入っている部分は梅田委員さんの土地で、周辺への被害もないものと思われまので、農地部会では妥当な申請であるとの審議結果です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 ただ今、部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見ご質問等ございませぬか。

13番 現況が畑として使用されていた部分で、道として使用されるとのことですので、現況には土が入った状態だということですよ。現状として変わりなく使用目的が変わるだけですね。後学のために教えて頂けたらと思いますが、こういう場合の課税はどうなるのですか。

事務局 現況はそのとおりです。また、課税は農地とは違うものになるとは思いますが、後ほど市の税務課に確認しておきます。

議 長 他にご意見ご質問ないようですので、採決致します。それでは、議第4号、その他1番、農地法施行規則該当転用届について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 委員全員賛成ですので、議第4号、その他1番につきましては、事務局処理に決定致します。次に議第4号、その他の2番を議題と致しますが、議題に入ります前に、梅田委員さんの入室、着席をお願い致します。

(梅田委員入室、着席)

議 長 それでは事務局から説明をお願い致します。

事務局 それでは、議案書3ページをお願い致します。議第4号、その他の2番、専決処分 の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得したことの届出についての報告でございます。番号1番、届出地、大字神楽□□□番1(田)504㎡、相続人、大字神楽、□□□□□、届出事由は、平成26年7月20日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておきませぬ。番

号2番、届出地、大字神楽□□□番1(田)2,458㎡、相続人、神楽2丁目、□□□□、届出事由は、平成26年7月20日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。番号3番、届出地、大字神楽□□□番2(田)1,119㎡、大字神楽□□□番1(田)1,964㎡、相続人、神楽1丁目、□□□□、届出事由は、平成26年7月20日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。番号4番、届出地、大字神楽□□□番地(畑)180㎡、大字神楽□□□番1(田)720㎡、相続人、広陵町、□□□□、届出事由は、平成26年7月20日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。番号5番、届出地、大字田井□□□番地(田)1,029㎡、大字田井□□□番1(田)495㎡、大字田井□□□番1(田)541㎡、相続人、大字田井、□□□□、届出事由は、平成28年11月19日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出については、5件の届出でございます。

議長 　ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、事務局からの説明をもちまして委員の皆様への報告とさせていただきます。続きまして、次の報告第2号について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 　議第4号、その他の2番、専決処分の報告について、報告第2号、農地法第4条第1項第7号規定による転用届出について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の自己農地の転用届出について専決処理を行ったものの事後報告でございます。なお、今回議案と致しましたのは、平成29年9月26日から10月25日までの報告分でございます。番号1番、転用届出地、大字神楽□□□番1の一部(田)1,031㎡の内595.11㎡、届出人、大字築山、□□□□、共同住宅への転用届出であります。平成29年10月16日に奥本委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、農地法第4条届出1件の専決処分の事後報告でございます。

議長 　ただ今、事務局より専決処分の報告第2号の転用届出の報告がありましたが、この件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

4番 　この案件は分筆をされないで、一部地で転用の届出されていますが、農地で残る部分もありますので、分筆して届出して頂く方が良いのではないですか。

事務局 　はい、この案件につきましては、後に残りの部分も、店舗への転用届出をされる計画で、それも4条で届出をされる予定だと思っておりますので、所有権移転が発生しないので分筆されないようです。

4番 　出来るだけ分筆される方がよいと思うのですが、分かりました。

議長 　他にご質問などございませんか。ないようですので、事務局からの説明をもちまして委員の皆様への報告とさせていただきます。報告第2号を終わります。確認委員の奥本委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。それでは、続いて報告第3号について事務局より説明をお願い致します。

事務局 　議案書4ページをお願い致します。議第4号、その他の2番、専決処分の報告について、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の権利異動の伴う転用届出分について、専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、平成29年9月26日から平成29年10月25日までの報告分でございます。番号1番、転用届出地、蔵之宮町□□□番2(畑)311㎡、譲受人、奈良市、有限会社□□□□、譲渡人、大字曾大根、□□□□、売買による所有権移転により、露天資材置場への転用届出であります。平成29年10月16

日に確認委員の木下委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 　なしとのお声がありましたので、異議がないということで報告第3号を終わります。確認委員の木下委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。続いて報告第4号を議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

事務局 　議第4号、その他の2番、専決処分の報告について報告第4号、公共転用の通知の件について説明致します。本件は、農地法施行規則第53条第5号において、地方公共団体が当該市町村の区域内にある農地を、道路、河川、水路、その他施設等（施行規則25条第1号から第3号までにかかげる施設）の用に供するためのものは、許可不要となっておりますが、農業委員会に通知して頂いているものの報告でございます。番号1番、転用届出地、大字有井□□□番4（田）25㎡、譲渡人、大阪府柏原市、□□□□、転用目的は、大和高田市による道路へ転用する通知でございます。以上、公共転用の通知につきましては1件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の報告第4号、公共転用の通知の件について説明がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声有り）

議 長 　なしとのお声がありましたので、報告第4号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 　ないようでしたら、これで11月の定例委員会を終わります。委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	今村平治郎
署名委員	上田美加子
署名委員	前田 全計